

平成28年3月16日

◎坂本（孝）委員長 ただいまから産業振興土木委員会を開会いたします。

（9時59分開会）

御報告いたします。

11日の委員会において塚地委員から公園下水道課に、野町委員から住宅課に対する御質問があり、それに対する資料の提出がありましたので、各委員の皆様へ配付しております。

#### 《委員長報告取りまとめ》

◎坂本（孝）委員長 本日の委員会は、「委員長報告の取りまとめについて」であります。

お諮りします。

委員長報告の文案については、お手元に配付してありますので、この内容の検討をお願いいたします。

報告書案を書記に朗読させます。

◎書記 では、読まさせていただきます。

産業振興土木委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案、第8号議案、第11号議案、第17号議案、第18号議案、第23号議案、第36号議案、第37号議案、第60号議案、第73号議案、第91号議案、第92号議案、以上12件については、全会一致をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、産業振興推進部についてであります。

第23号「平成27年度高知県一般会計補正予算」のうち、産業振興推進総合支援事業費補助金について、執行部から、平成21年度以降、33億円余りを補助し、実績を上げており、平成27年度も市町村から要望があった事業を予算計上していたが、執行できなかった1億4,000万円余りを減額補正するものであるとの説明がありました。

委員から、執行率が低い要因は何かとの質疑がありました。

執行部から、事業計画を精査する際に、規模の見直しや採算性の問題などにより再検討が必要となるものがある。補助金のハードルが高いとの声もあるが、ビジネスとして専門家の厳しい目で審査を行う必要がある。2度目の審査で非常によくなっている事業計画もあり、審査会がブラッシュアップの場にもなっているとの答弁がありました。

委員から、アドバイザーの派遣件数が減っている要因は何かとの質疑がありました。

執行部から、当初はほぼ全ての地域アクションプランが取り組みを始めたばかりであ

り、派遣件数が多かった。軌道に乗ってきた事業の改善や新たな地域アクションプランにはアドバイザーの派遣が有効であるため、今後も適切にアドバイザーを派遣し、事業のブラッシュアップを支援していきたいとの答弁がありました。

次に、第1号「平成28年度高知県一般会計予算」のうち、移住促進事業費について、執行部から、移住促進策をバージョンアップし、移住相談件数の増加策や各産業分野の担い手確保対策と連携した移住につながるプロジェクトの展開、市町村と県の相談体制の質の向上、各地域における受け入れ体制のさらなるレベルアップなどに取り組むものであるとの説明がありました。

委員から、移住者の年齢層や仕事、住宅についてはどういう状況なのかとの質疑がありました。

執行部から、移住者は20歳代から40歳代が8割以上を占めており、若い方が多い。仕事については、一般企業への就職が一番多く4割近くを占める。次に、地域おこし協力隊員が多く、若い年齢層が多いことと相関関係があると考えている。住宅については郡部でも市町村の空き家バンクが充実してきているものの、一方で空き家が足りなくなっている地域もあるとの答弁がありました。

別の委員から、移住・交流コンシェルジュと市町村の相談員、地域移住サポーターの役割分担や連携はどうなっているのかとの質疑がありました。

執行部から、県のコンシェルジュは総合案内役として最前線に立ち、高知の実情や仕事、環境などを案内し、相談者にイメージができれば希望の市町村の窓口にもバトンタッチする。バトンを受けた市町村の相談員が具体的な希望を聞き、住宅や学校などの情報を伝えていく。移住すれば、地域移住サポーターが地域のコミュニティーの一員となれるようつなぎ役として目配りをする。それぞれが役割分担し、連携しているとの答弁がありました。

別の委員から、コンシェルジュや移住相談員のさらなるレベルアップとはどういう内容かとの質疑がありました。

執行部から、全ての市町村に移住相談のスタッフが配置される見込みが立ち、これからは質の向上が求められる。数多くの相談に対応している県のコンシェルジュと一緒に研修を行い、レベルアップを図りたいとの答弁がありました。

別の委員から、ほかの都道府県で移住者が多いのはどこかとの質疑がありました。

執行部から、岡山県、鳥取県、長野県、島根県、岐阜県が多い。岡山県の平成26年度の移住者は1,737人で、関西に近いことから移住者が多いと考えられるとの答弁がありました。

別の委員から、C C R Cの取り組み状況はどうかとの質疑がありました。

執行部から、高知県版のC C R C構想をココプラで取りまとめている。都市部のアクテ

ィブシニアを対象に、中核人材としての求人と住環境にも魅力を感じていただき、元気なシニア層を呼び込んで産業振興を図りたいとの答弁がありました。

別の委員から、移住しようとする方にとって既に移住した方の意見は大きいことから、客観的な意見が届くよう情報発信の仕方に工夫が必要であるとの意見がありました。

別の委員から、高知の大学に入学した方にできるだけ高知に残っていただけるよう、アプローチを検討してもらいたいとの意見がありました。

次に、中山間対策・運輸担当理事所管についてであります。

第23号「平成27年度高知県一般会計補正予算」のうち集落活動センター推進事業費について、執行部から、集落活動センターの仕組みづくりなどのため、国の地方創生の補正予算に対応して2億6,000万円余りを増額補正し、その全額を平成28年度に繰り越すものであるとの説明がありました。

委員から、集落活動センターの単独での運営は厳しい実態があるので、県は財政的な支援も含めてもっと手を足すべきだと思ふとの意見がありました。

執行部から、立ち上げ時の補助金に加え、経済活動についてはさらに3年間支援を継続しており、事務局職員の雇用やアドバイザーの派遣、人材育成の研修などについて継続的に支援しているとの答弁がありました。

別の委員から、1自治体1集落活動センターというように規模がだんだん大きくなってきて、目的が集落の維持から経済活動に変わってきているように見えるが、その規模の違いをどう考えればよいのかとの質疑がありました。

執行部から、年度末には規模の大きい集落活動センターの立ち上げが続くが、小規模な集落活動センターの立ち上げも今後予定されている。集落活動センターの目的は、住民主体で集落の課題を解決する仕組みづくりであり、全てを大規模なものとして進めているわけではない。集落活動センターの活動例として示しているものには当初から経済活動も含まれており、経営基盤の強化に取り組んでいる。後発のセンターでは、スタート時点から経済活動がメインになっているところもあるとの答弁がありました。

委員から、経済活動に力を入れないと集落活動センターがつかれないとなったときに、小規模な集落はどうなっていくのかとの質疑がありました。

執行部から、成長戦略と連動するような取り組みには条件が要る。条件が整う地域では、新たな雇用が生まれるようしっかり進めていく。生活を支える機能が弱い小さな集落に対しては、住民が住み続けられるよう、こうした取り組みの集大成として集落活動センターの取り組みがある。今後も、しっかりとサポートしていくとの答弁がありました。

別の委員から、県内の各集落活動センターのさまざまな強みや弱みを話し合い、取り組みの参考とするための連絡協議会はよい取り組みであり、まだ集落活動センターを立ち上げていない地区にも参考になると思ふとの意見がありました。

次に、観光振興部についてであります。

第1号「平成28年度高知県一般会計予算」のうち観光振興推進事業費について、執行部から、外国人旅行者の動向調査を行い、外国人旅行者向けの鉄板観光商品を造成、販売することなどにより、国際観光の強化を図るものなどであるとの説明がありました。

委員から、日本と台湾の間にはかつて日本が為替制度や鉄道をつくったことなどから歴史的な縁があり、親日派も多い。そういう縁を生かした観光もできるのではないか。また、よさこい踊りの交流もあり、姉妹都市の締結ができれば、修学旅行や企業間などのさまざまな交流が広がると思うがどうかとの質疑がありました。

執行部から、台湾の大学と土佐清水市がインターンシップ協定を締結したほか、台湾の中学生が高知の中学校を訪問し、交流したいという話があるなど、今後もさまざまな形で台湾との交流を深めていきたい。国際観光については、台湾はもとより国ごとのニーズを捉え、観光客の誘客を図りたいとの答弁がありました。

別の委員から、佐竹音次郎先生がつくった施設が台湾に今もあり、縁がある。佐竹音次郎は偉大な方で、その点にも着目してもらいたいがどうかとの質疑がありました。

執行部から、佐竹音次郎先生の史跡などについては、地元の四万十市の意向も踏まえ、歴史を中心とした博覧会の準備を進める中で磨き上げなどに取り組んでいきたいとの答弁がありました。

別の委員から、観光庁の広域観光周遊ルートに認定されたことは大きいので、高知県単独や四国4県の取り組みに加え、観光庁の力をフルに活用して取り組みを進めてもらいたいとの意見がありました。

次に、土木部についてであります。

第1号「平成28年度高知県一般会計予算」のうち建設業活性化事業費について、執行部から、高知県建設業活性化プランに基づき、建設業関係団体が行う建設業の広報事業や若年者の入職、定着促進の取り組みに対して補助するとともに、建設業支援アドバイザーの派遣やコンプライアンス研修を行うための経費であるとの説明がありました。

委員から、若い技術者が入ってこない要因として休日がきちんととれないことなどもあると思う。適切な工期設定や書類の簡素化など、管理業務を軽減することで休日の確保が支援できないかとの質疑がありました。

執行部から、若者にとって休日がきちんととれるということは重要だと考えており、これまでにないような余裕のある工期の設定を試行するなど、受注者の休日に配慮した取り組みを行っているとの答弁がありました。

別の委員から、地域の建設事業者は、南海トラフ地震対策でも重要な役割を持つが、中小建設事業者を育成する取り組みはどうかとの質疑がありました。

執行部から、県は発注者として事業者の利益の確保や余裕のある工期設定により職場環

境の改善を促すことで若い技術者を定着させるなど、中小建設事業者の育成に努めたいとの答弁がありました。

別の委員から、人材の確保のためには、やりがいを持つことが必要だと思う。県の出先機関の職員が現場の技術者と対等な立場で意見交換を行う場を設けることで、両者がやりがいを持って働くことができると思うが、そういう機会はつくれるのかとの質疑がありました。

執行部から、土木事務所の職員の技術力向上と現場に出る時間の確保を図りたいとの答弁がありました。

次に、砂防諸費の内容等について、執行部から、大規模土砂災害対策訓練を4カ所で開催するため、現地踏査や訓練シナリオの作成、ワークショップの実施、課題の整理などを委託する経費などであるとの説明がありました。

委員から、訓練に参加しない方やほかの地域の方も臨場感を持てるよう情報発信すればよいと思う。積極的にマスコミに来てもらい、広く情報が伝わるようにしてもらいたいとの意見がありました。

別の委員から、コンサルタント業者の見積もりから委託料を算定したとのことだが、算定した事業者が受注するのかとの質疑がありました。

執行部から、受注実績のあるコンサルタント業者に見積もりを依頼しているが、発注は指名競争入札で行っており、見積もりを算定した事業者が受注するとは限らないとの答弁がありました。

委員から、経費の縮減のために、県が専門的な技術力を持ち、事業者の見積もりがふさわしいかどうか評価できないといけないので、技術力の向上に力を入れる必要があるのではないかと質疑がありました。

執行部から、ノウハウの蓄積などにより県職員の技術力を向上できるよう努力していきたいとの答弁がありました。

次に、報告事項についてであります。

土木部についてであります。

高知市に譲渡した排水機場の電気料金の誤払いについて、執行部から、平成4年度に高知市に譲渡した排水機場の電気料金を平成27年9月分まで誤って県が支払っていたものであり、高知市と協議し、民法に定める不当利得のうち消滅時効が完成しない10年分、約1,500万円の返還を高知市に求めることとなったとの説明がありました。

委員から、県にとっては損失であり、また高知市以外の県民にとっては納得できない部分が残るのではないかと質問がありました。

執行部から、この排水機場の背後には重要な道路や文教施設などもある。それらを浸水から保全し高知市以外の県民の受益にもつながったものと考えているとの答弁がありまし

た。

以上をもって、産業振興土木委員長報告を終わります。

◎坂本（孝）委員長 御意見をどうぞ。

小休にします。

（ 小 休 ）

◎ おおむねえいと思いますけど、11ページから12ページにかけて、実際に私が言ったのは、例えば本庁の幹部の方は建設業協会の方なんかと上同士では結構話をされていると思いますので、土木部長なんかは現場の事務所へ行って所長、各地区の建設業協会の幹部の方と話をされていますけれども、私が思うのは、例えば土木事務所の実際の若い監督員なんかは現場代理人とかと、現場で話すのは一義的に大事だけれど、それとは別に、ふだんからお互いに思っていることを土木事務所の中で話ができる意見交換の場があれば。どうしても現場で話すとなったら、業者の方は受け負けみたいなことになるんですけども、そうじゃなくて、現場から離れて土木事務所なんかでお話ができるような意見交換の場はどうでしょうかという話をしたら、部長は、土木事務所の所長なんかにも、そういうことを設けるようにまた働きかけますと言ってくれたんで、そこをちょっと書いていただいたらと思います。

要は、土木事務所所長に働きかけると、そういう意見交換の場を設けることをと書いていただいて。

◎ それはえいことやけどね、わしの言うたことも一つも載ってない。自分の言うたことが載ってないからこれへ書いてというのは、ほら、執行部の方々が勉強して素案をつくっちゅうがやき、それはそれでもうしゃあないことやないかえ。

◎ 部長は、働きかけますとおっしゃってくれましたので。これをやらんと、ここへ書いていますように、最近の土木事務所の若い技術者は、現場へ行っても自分に与えられた、例えばマニュアルどおりしかやらずに、それをやったら本当に逃げるようにして帰るらしいんです。ほんで一つも技術力がつながらん。現場で教えてもらいながら育つということがありますんで、そういうのを何とかできたらなという思いはあるところです。

◎ この文章の中に含まれちゅうという読み方はできますよね。土木事務所の職員の技術力向上と現場に出る時間の確保を図りたいっていうところに、具体的なことをおっしゃったがやけれども。

◎ 意見交換を図り、みたいな一言があったらえいですけど。

◎ ほんなら、確認してもらって、答弁の中身を。簡単に拾って。

◎ 何か公に場所をとってというイメージなのでしょ。

- ◎ 要は、建設業協会の幹部と土木部長らは、公にきちっと定期的にやりゆう。それ以外に。
- ◎ 年に1回やりゆうがですわ、あれは。出先職員と業者とがやるみたいな感じのイメージ。
- ◎ そうですね。要は、業者の、経営者も入っていいけど経営者やなくて、現場代理人の方なんかと、若手の技術者が土木事務所のほうでもいいですし、各ブロックの建設業協会でもええですけども、年に一、二回、話す場があったらどうかと。
- ◎ どう、簡潔にこれを入れるというたら。
- ◎ 委員が言われたように、答弁を確認してもらって、その旨、土木部長がそういうふうにおっしゃいましたんで。
- ◎ そうしてください。

◎坂本（孝）委員長 正場に復します。

それでは、ただいま協議いたしました文案により、本会議で委員長報告を行うことにいたします。

なお、細部の文案の調整は正副委員長一任でよろしいでしょうか。

（異議なし）

◎坂本（孝）委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定しました。

#### 《閉会中の継続審査》

◎坂本（孝）委員長 次に、「閉会中の継続審査の件」を議題といたします。

お諮りいたします。

当委員会は、閉会中も継続して審査並びに調査をしたいので、お手元に配付してある案のとおり申し出ることにより御異議ありませんか。

（異議なし）

◎坂本（孝）委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

次に、出先機関の業務概要調査についてであります。

お手元に平成28年度委員会活動日程（案）及び平成28年度の産業振興土木委員会出先機関等調査日程（案）をお配りしております。

県の出先機関のほか、移住促進に取り組む香美市のNPO法人、南国市稲生の集落活動センター、土佐清水市や奈半利町での産業振興計画関係の取り組み、奥四万十博関係の取り組みなどを組み込んでいます。

それでは、このことについて協議したいと思います。

御意見をどうぞ。

小休にします。

( 小 休 )

◎ 異議なし。

◎坂本（孝）委員長 正場に復します。

それでは、この日程案により、次年度の委員会へ申し送ることとし、細部の調整は正副委員長一任でよろしいでしょうか。

(異議なし)

◎坂本（孝）委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

以上をもって、日程は全て終了しました。

一言お礼の御挨拶をさせていただきます。1年間、本当に皆さんの御協力をいただきまして、無事委員会を務めることができました。どうもありがとうございました。

◎明神副委員長 一言お礼の御挨拶を申し上げます。

この1年間頑張りました委員の皆さん、そして事務局の皆さんの適宜適切な御指導そして御支援に対しまして深く感謝を申し上げ、お礼の御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

◎坂本（孝）委員長 これで委員会を閉会いたします。

(10時24分閉会)